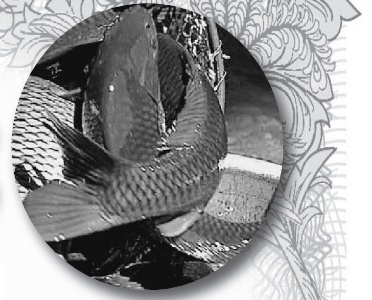


おめでとう！

天下の銘産

『佐久鯉』が公式認定

佐久養殖漁業協同組合が地域団体商標登録



松坂といえば牛、三ヶ日はみかん、関あじ・関さばというように、佐久といえば『佐久鯉』は全国ブランドとして有名だ。

佐久地方では、祝いごとや盆・暮れ・正月に限らず鯉を食べる。天明年間(1781～1788年)に始まり220年余、この長い歴史の中で私たちの先達は、艱難辛苦を乗り越え脈々とその文化を次代に引き継いでこられた。昭和初期には全国一の生産量とともに、鯉の博覧会や品評会でも、その優れた品質で日本一の称号が与えられた。

現在は佐久養殖漁業協同組合や卸・小売業者・加工業者・旅館飲食業者・佐久の鯉人倶楽部など、地域の地道な活動によって支えられている。

昨年、同組合を中心に佐久商工会議所・佐久市・佐久市産業振興センター・長野県水産試

験場佐久支場の各機関が連携し、『佐久鯉』の地域団体商標登録の申請手続きを進めてきたが、この度8月15日付で特許庁より登録査定の送達があった。これは地域に根ざし、また周辺の他地域にもそのブランド性が及んだものとして認められ、佐久鯉に対して独占権が付与されたものであり、公式の認定と言え、まさに勲章のようなものである。

組合長の飯田好輝さんは「佐久の鯉はやっぱり違うよね。鯉が食べなくなったら佐久に行こう！ともっと言われるようになれば」また、佐久の鯉人倶楽部の水間正御鯉役役頭は「『佐久鯉を食べずして鯉を食べたと言うなかれ』ですよ」とうれしそうに話してくれた。

長野県下では、「市田柿」「蓼科温泉」「信州鎌」「飯山仏壇」「木曾漆器」に次ぐ6番目の登録。食べ物では市田柿に次ぐ2番目であり、「鯉」に関する地域団体商標はもちろん全国初である。

今後は、当所としてもこの商標を上手に活用して、佐久養殖漁業協同組合・佐久の鯉人倶楽部をはじめ関係機関と連携しつつ、衆智を結集して佐久鯉振興活動の充実を図るなど、ブランドをさらに確かなものにしていく考えだ。

